

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

くらしを支える税

第 51 号

平成 27 年 2 月

北見市租税教育推進懇話会

今冬は暴風雪に見舞われることが多く、臨時休校など対応に苦慮されていることと思います。

この時期、租税教室のため学校に伺うことがあります。中止や日程変更となった学校もあり、思わぬところでちょっとした影響を受けています。

さて、平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付が 2 月 16 日(月)から始まっています。

税務署には毎日、申告相談や申告書類の提出のために多くの人が来られ、たいへん混雑しています。

右にあるのは、平成 26 年分の確定申告用のポスターです。

このポスターにもありますが、国税庁ホームページを利用すると、自宅などに居ながらいつでも申告書が作成でき、作成した申告書は、印刷して送付するか、そのまま e-Tax (電子申告) で送信することもできます。

確定申告も、今は便利なネットを利用する時代ということですね。

平成26年分 確定申告

申告書の作成は 国税庁ホームページが おすすめ

確定申告 検索

Step1 国税庁ホームページで申告書を作成

Step2 ネットを使って e-Taxへ送信 印刷して送付

申告と納税

所得税および復興特別所得税 申告期限 平成27年 3月16日(月)まで

消費税および地方消費税 (個人事業者) 平成27年 3月31日(火)まで

事業税・住民税の申告期限 平成27年 3月16日(月)まで

租税教育に関するアンケートのお願い

(小学校用)

(中学校用)

より良い租税教育を行うためにアンケートにご協力をお願いします。

【回答期限：平成27年3月13日(金)】

学校名 6年社会科 担当教員名

※ 本アンケート回答者が6年社会科担当教員と異なる場合は、アンケート 担当者名 担当教員名に記入して回答者名も記入願います。

1 税に関する授業の実施状況について(対象期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日)

1) 授業の実施時期や実施頻度についてお答えください。

イ 実施時期 月 上旬・中旬・下旬

ロ 実施時間 コマ クラス 名

2) 授業の実施に当たり、どのような教材を活用されましたか？
(該当するもの全てに○印を付けてください。)

イ 教科書 学校単位で購入されている社会科資料集

ハ 担当教員が独自に作成・収集した資料 国税庁ホームページに掲載している資料

ホ 税務署等が貸し出したビデオ・DVD等 税務署職員等が実施した「出前授業」

ト 北海道租税教育推進協議会作成の副教材(「わたしたちの生活と税」)

2 租税教育推進協議会が提供する副教材(「くらしを支える税」)について

1) 「くらしを支える税」を活用されている方に伺います。
(該当するものに○印を付けてください。)

イ 全部活用した。

ロ 部分的に活用した。
(以下各ページのタイトルになります。該当するもの全てにチェック印を付けてください。)

□ 課税の本を買ってくださったのは(1～3ページ)

□ 課税の本を買ってくださったのは(2～3ページ)

□ みんなの願いを実現させるために(4～5ページ)

□ わたしたちの町で税は～(6～7ページ)

□ 税金の使い道はどのように決められるのだろうか(8～9ページ)

ハ 売場に配付のみした。

2) 「くらしを支える税」についてのご感想・ご要望をご記入ください。

裏面に続きます。

より良い租税教育を行うためにアンケートにご協力をお願いします。

【回答期限：平成27年3月13日(金)】

学校名 担当教員名

※ 本アンケート回答者が6年社会科担当教員と異なる場合は、アンケート 担当者名 担当教員名に記入して回答者名も記入願います。

1 税に関する授業の実施状況について(対象期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日)

1) 授業の実施時期や実施頻度についてお答えください。

イ 実施時期 月 上旬・中旬・下旬

ロ 実施時間 コマ クラス 名

2) 授業の実施に当たり、どのような教材を活用されましたか？
(該当するもの全てに○印を付けてください。)

イ 教科書 学校単位で購入されている社会科資料集

ハ 担当教員が独自に作成・収集した資料 国税庁ホームページに掲載している資料

ホ 税務署等が貸し出したビデオ・DVD等 税務署職員等が実施した「出前授業」

ト 北海道租税教育推進協議会作成の副教材(「わたしたちの生活と税」)

2 副教材(「わたしたちの生活と税」)について

1) 「私たちの生活と税」を活用されている方に伺います。
(該当するものに○印を付けてください。)

イ 全部活用した。

ロ 部分的に活用した。
(以下各ページのタイトルになります。該当するもの全てにチェック印を付けてください。)

□ 税金の使い道(1～2ページ)

□ 税金の種類(3～4ページ)

□ 課税のはたらき(5～6ページ)

□ 社会保険と税金(7ページ)

□ 今後の税制について考える(8ページ)

□ 日本の税の歴史(9～10ページ)

□ 課税をすまう(10ページ)

ハ 売場に配付のみした。

2) 「私たちの生活と税」についてのご感想・ご要望をご記入ください。

裏面に続きます。

北見市租税教育推進懇話会では、「租税教育に関するアンケート」を行っています。

アンケート用紙は、各学校に送付していますので、同封の返信用封筒にて、3月13日(金)までに御回答願います。

取りまとめは、北見税務署で行っていますので、お問い合わせは、裏面の担当者までお願いします。

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

「国税」について(第10回) ～ 贈与税 ～

国税には、印紙税、関税、揮発油税、航空機燃料税、自動車重量税、酒税、消費税、所得税、石油ガス税、石油石炭税、相続税、贈与税、たばこ税、地価税、電源開発促進税、登録免許税、とん税及び法人税などがあります。(50音順)

今回は、贈与税について説明します。

贈与税は、個人から財産をもらったときにかかる税金です。

会社(法人)から財産をもらったときは贈与税はかかりませんが、所得税がかかることになっています。また、自分が保険料を負担していない生命保険金を受け取った場合、あるいは債務の免除などにより利益を受けた場合などは、贈与を受けたとみなされ贈与税がかかることになっています。



贈与税は、一人の人が1月1日から12月31日までの1年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。したがって、1年間にもらった財産の合計額が110万円以下であれば贈与税はかかりません(この場合、贈与税の申告は不要です。)

他に一定の要件に該当する場合には、相続時精算課税という方法を選択することができます。

贈与税は、原則として贈与を受けたすべての財産に対してかかりますが、その財産の性質や贈与の目的などからみて、贈与税がかからないものがあります。

例えば、夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるものはこれに当たります。

孫への教育資金の一括贈与の非課税とは

祖父母が孫などに将来の教育資金をまとめて渡す際、孫1人あたり1,500万円まで贈与税が非課税になる制度が、平成27年末までの期間限定で利用できます。

これまで、孫の教育費などを個別に直接払う分には贈与税はかかりませんでしたが、今回の制度は「まとめて1,500万円以内」でも非課税にできるのが特徴です。

制度を利用するにはいろいろと要件があり、ケースによってはデメリットもありますが、孫が将来高校や大学に進学する時に困らないよう、小さいうちからまとめてお金を渡すなど活用されそうですね。

【お問い合わせ先】

北見市租税教育推進懇話会又は
北見税務署 税務広報広聴官
新藤 賢二
北見市青葉町3番1号
Tel 0157-23-9160【直通】

『税に関する資料がほしい』

『「北見版 暮らしを支える税」でこんな話題を取り上げてほしい』など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。

